

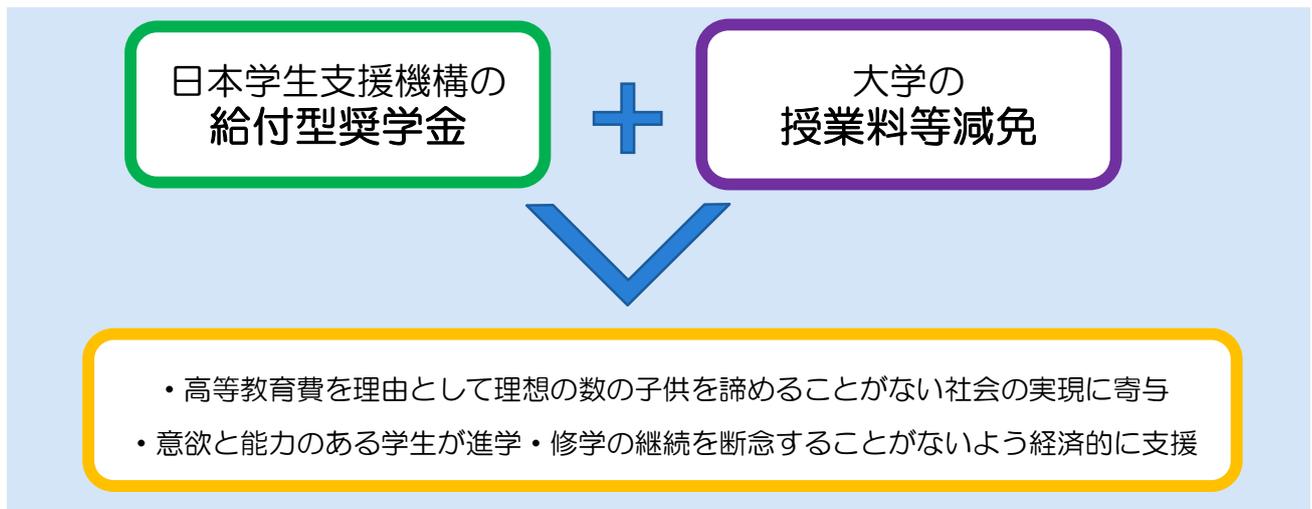
「高等教育の修学支援新制度」に基づく授業料等減免申請要領 ※多子世帯の学生等に対する授業料・入学金の無償化等(所得制限なし) の支援希望者も対象です。

2026年2月初版

「高等教育の修学支援新制度」に基づく授業料等減免制度とは

授業料等減免制度は、国の「高等教育の修学支援新制度」のひとつ※として、多数の子等の教育費を負担している多子世帯の家庭および経済的理由により教育費の負担が極めて困難な状況にある家庭の教育費の負担の軽減を図るため、授業料等(授業料と入学金)の減免による支援を行うものです。

※ひとつは授業料等減免制度、もうひとつは返済不要の給付型奨学金による支援。



授業料減免を申請する際に、知っておいてほしいこと

本制度は、国費を財源としています。

したがって、本制度の利用を希望する学生は、自らの意志で支援を受けることを自覚し、また、支援を受ける者としての適格性を保ち続けなければなりません。

日本学生支援機構の給付奨学金とセットで支援を受けます。

授業料等の減免額(=減額または免除される金額)は、給付奨学金の「支援区分」に基づき決定します。

したがって、授業料減免を受けたい場合は、まず給付奨学金を申し込んでください。

なお、「支援区分」が「多子世帯(第Ⅰ～Ⅳ区分ではない)」となった場合は、授業料等減免のみの支援となり、給付奨学金の支給はありません。

授業料減免を受けるには、年度ごとに都度手続きが必要です。

▶授業料等減免を初めて申請する場合は、【A様式1】を提出する必要があります。

▶採用後は、年に1回(4月)定められた期間にスカラネット・パーソナルより在籍報告を実施する必要があります。

▶採用後、認定事由が変更となった場合には、【A様式2-3】を提出する必要があります。

授業料等減免申請の流れ

1. 対象者

日本学生支援機構の「給付奨学金」を受給している者、又は、支援区分が「多子世帯」である者

2. 授業料等減免額

給付奨学金の支援区分に基づき、授業料等の減免額を決定します。

| 給付奨学金の支援区分 | 認定事由 | 授業料減免額(半期) | 入学料減免額 ^{※1} |
|--|---------------|-------------------|----------------------|
| 第Ⅰ区分(多子世帯) 第Ⅱ区分(多子世帯) 第Ⅲ区分(多子世帯) 第Ⅳ区分(多子世帯) | 多子世帯 | 267,900 円(全額免除) | 282,000 円(全額免除) |
| 多子世帯 | | | |
| 第Ⅰ区分 | 授業料等 負担が困難 | 267,900 円(全額免除) | 282,000 円(全額免除) |
| 第Ⅱ区分 | | 178,600 円(2/3 免除) | 188,000 円(2/3 免除) |
| 第Ⅲ区分 | | 89,300 円(1/3 免除) | 94,000 円(1/3 免除) |
| 支援区分外 ^{※2} | - | 0 円 | - |

※1 入学料減免については、最後のページをご覧ください。

※2 支援区分外: 給付奨学金の支援区分が「対象外」となった場合、給付奨学金・授業料減免いずれも停止。

3. 申請方法

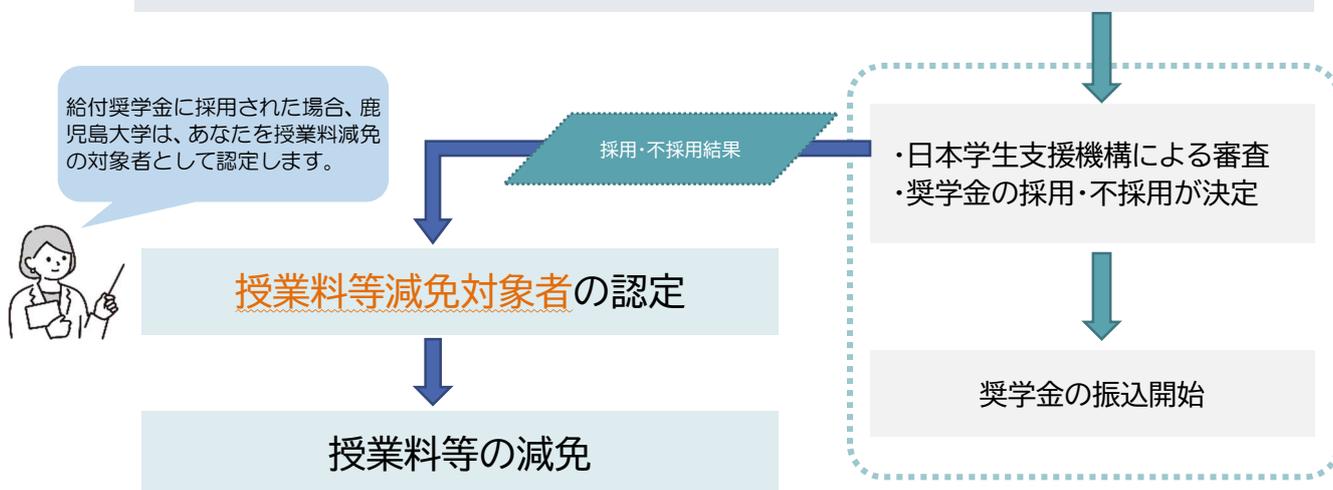
大学が定める期間に、所定の申請を行います。

初めて授業料減免を申請する方は、給付奨学金の新規申込と同時に申請します。

【A. 給付奨学金の採用候補者以外の申請の流れ】

日本学生支援機構の給付奨学金に新規で申込み。

・給付奨学金の申請書類および授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】を記入し、申込期間内に提出する。



| 手順 | 前期 | 手続内容・提出書類 |
|---------------------------|----------------|---|
| 1 給付奨学金の新規申込 授業料等減免の申請 | 4月21日 ～5月7日 | <p>奨学金窓口や HP で、奨学金の新規申込の手順を確認する。必要な手続・書類準備を速やかに進める。</p> <p>奨学金の申請書類一式に同封されている以下の書類を、給付奨学金申請書類と一緒に提出する。</p> <p> 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】</p> <p>※期限内に申請した場合、授業料の引落しは8月まで猶予される。</p> |
| 2 給付奨学金の採用可否が 決定 | 7月～ | <p>日本学生支援機構により審査が行われ、給付奨学金の採用・不採用が決定する。</p> <p>○採用の場合：授業料減免対象者として認定。 ●不採用の場合：授業料減免は不許可。</p> |
| 3 授業料等減免の対象者認 定の通知 | 8月下旬 | <p>大学から送信されるメールを確認し、学務 web システム > 学生情報照会 > 「免除情報」から各自の認定結果と授業料減免額を確認する。</p> <p>※修学支援新制度通知書 PDF は必ず保存する</p> |
| 4 授業料の引落し | 8月下旬 | 結果に基づき、減免後の授業料を引落し |
| 5 (対象者のみ)授業料の返 還 | 9月以降 | 返還を授業料振替口座で確認する |

【B.給付奨学金の採用候補者の申請の流れ】

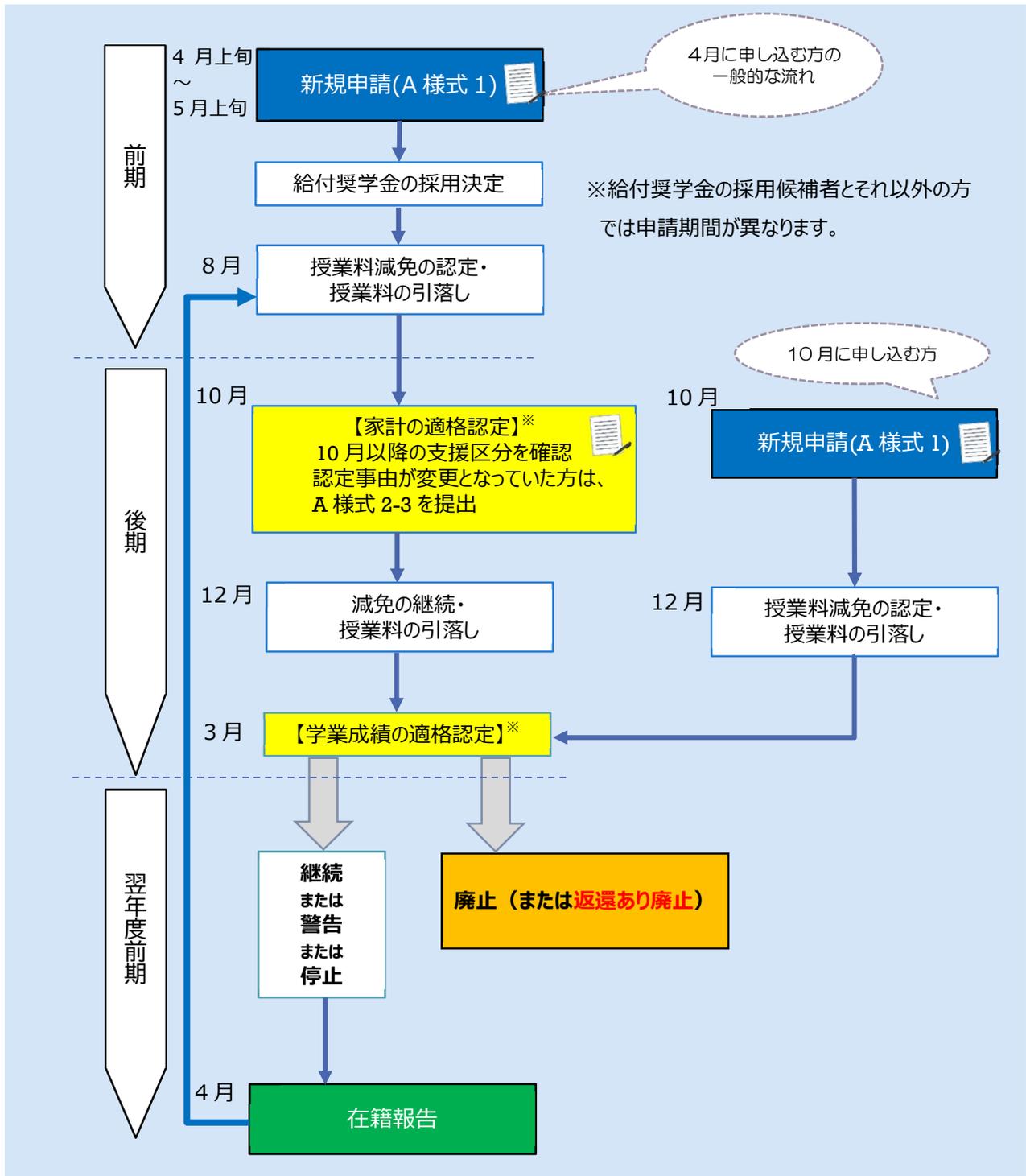
| 手順 | 前期 | 手続内容・提出書類 |
|-------------------------------|----------------------|--|
| 1 採用候補者の手続書類提 出および「進学届」の入力 | 4/7～4/16 4/24～5/7 | <p>新入生オリエンテーション時に配布される「奨学金を希望する皆さんへ」の「採用候補者の手続き」を参照</p> <p>※期限内に申請した場合、授業料の引き落としは8月まで猶予される。</p> |
| 2 給付奨学金の採用が決定 | 5月～ | 給付奨学金の採用が正式に決定し、授業料減免対象者として認定 |
| 3 授業料等減免の対象者認 定の通知 | 8月下旬 | <p>大学から送信されるメールを確認し、学務 web システム > 学生情報照会 > 「免除情報」から各自の認定結果と授業料減免額を確認する。</p> <p>※修学支援新制度通知書 PDF は必ず保存する</p> |
| 4 授業料引落し | 8月下旬 | 結果に基づき、減免後の授業料を引落し |
| 5 (対象者のみ)授業料の返 還 | 9月以降 | 返還を授業料振替口座で確認する |

※後期の申請スケジュールは、2026年7月以降に更新し、公開します。

4. 授業料等減免対象者の認定を初めて受けたら

授業料減免の対象者として認定を受けた者は、給付奨学金が廃止・停止または満期となるまで、継続して授業料減免を受けることができます。ただし、年に1回(4月)スカラネット・パーソナルにて**在籍報告**を行う必要があります。

また、授業料減免の対象者として認定を受けた後に認定事由の変更があった場合は、速やかに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の変更認定に関する申請書【A様式2-3】」を提出する必要があります。



※適格認定については、次のページで説明しています。

「適格認定」について

本制度は、国費を財源として、特に優れた人であって、多数の子等の教育費を負担している家庭の方及び経済的理由により修学が困難である方の進学を後押しするための制度です。

そのため、日本学生支援機構及び大学は、支援を受ける者としてふさわしい学生であるかを定期的に審査します。この審査を「適格認定」といい、次の2つがあります。

1 適格認定（家計）…支援区分（Ⅰ～Ⅳ、多子世帯、または対象外）を決定するための審査

毎年10月、学生本人と生計維持者の住民税情報や学生が報告^{※1}した扶養親族情報に基づき、家計基準による支援区分の見直しを実施します。^{※2}

- ・見直しの結果、支援区分が変更となった場合、**連動して授業料減免額も変更**します（例：支援区分が対象外となった場合、授業料減免額は0円）。
- ・見直しの結果、認定事由に変更があった場合は、速やかに大学へ「授業料等減免の変更認定に関する申請書【A様式2-3】」を提出する必要があります。
- ・支援区分の適用期間は、原則として10月～翌9月までです。これにあわせ、後期～翌年前期は同じ授業料減免額となります。

※1 給付奨学金の新規申込時や「進学届」提出時、在籍報告時には、指定された時点での正確な扶養親族数（自分を含めた子ども等の数を報告する必要があります）。

※2 見直しは、奨学金の申込時に皆さんが提出したマイナンバーにより、日本学生支援機構が情報を取得して実施します。

2 適格認定（学業成績等）…成績が警告又は停止又は廃止の区分に該当しないかを審査

学年末に、一年間の学業成績等をもとに判定を行います。

次のいずれかに該当する場合、奨学金と授業料減免が停止または打ち切られます。また、学業成績が著しく不良と認められる場合や、懲戒による退学処分などの場合には、それまでに受けた奨学金と授業料の返還が必要になることがあります。

- (1) 退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
- (2) 【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合
- (3) 【適格認定における学業成績の基準】の「停止」に該当した場合

※「適格認定における学業成績の基準」は、日本学生支援機構 Web サイト等で確認すること

「適格認定」のポイント

「適格認定(家計)」

- ◇ 日本学生支援機構による審査によって、10月から翌年9月までの新たな支援区分が決定する。
- ◇ 支援区分が変更になれば、授業料減免額も変更となる。
- ◇ 認定事由が変更となった場合は、大学へA様式2-3を提出する。

「適格認定(学業成績等)」

- ◇ 「廃止」の場合は、給付奨学金も授業料減免も廃止となる。
- ◇ 「廃止」となり、さらに、学業成績が著しく不良であると認められる場合、受給済みの奨学金と、減免された授業料の返還を求められる場合がある。
- ◇ 「停止」の場合は、次の適格認定(学業成績等)までの期間中、給付奨学金も授業料減免も停止となる。

多子世帯の認定要件について

多子世帯の学生に対する授業料・入学料の無償化の支援を受けるためには、給付奨学金に申し込み日本学生支援機構より「多子世帯に属している」と認定される必要があります。

1 「多子世帯に属している」の条件

以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつ、学生本人が生計維持者に扶養されている場合に対象となります。

- ・ 奨学金申込時（奨学生として採用されている場合には、4月の在籍報告時）に申告した生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子ども（※）に該当する者の数
 - ・ 生計維持者全員の住民税情報における扶養親族の数の合計
- ※申告した扶養親族のうち、「生計維持者の子」「扶養している生計維持者よりも年下の人」が該当します。

2 「多子世帯に属している」と認定された場合の支援区分

日本学生支援機構より「多子世帯に属している」と認定された場合、マイナンバーより取得される家庭の経済的な状況に応じて、支援区分は下記のいずれかに該当します。
なお、いずれの支援区分においても、授業料等は全額免除となります。

【支援区分_給付金の支給有】

第Ⅰ区分（多子世帯）、第Ⅱ区分（多子世帯）、第Ⅲ区分（多子世帯）、第Ⅳ区分（多子世帯）

【支援区分_給付金の支給無】

多子世帯

※給付金の支給はありませんが、給付奨学生としての身分を有しています。

多子世帯の注意点

- ◇ 学生自身が日本学生支援機構へ申告した生計維持者の扶養親族数および生計維持者の住民税情報のいずれにおいても、子供の数が3人以上である必要がある(住民票ではありません)。
- ◇ 支援を受ける学生自身が生計維持者の税法上の扶養親族である必要がある。
→アルバイトのしすぎなどで学生自身が生計維持者の扶養から外れた場合、支援の対象外となる。
- ◇ 多子世帯に該当する学生も、給付奨学生として前頁の「適格認定」による定期的な審査の対象となる。

授業料等減免の支援を受ける方へ

授業料等減免の支援を受ける者は、下記の事項を確認してください。

まずは**給付奨学生としての自覚**を持ち、
給付奨学生に定められた手続を常に遅延なく行い、
学業に精励してください。

給付奨学金が廃止＝授業料の減免も廃止
給付奨学金が停止＝授業料の減免も停止

そして自らの意思で、大学が定める期限内に
授業料減免の申請をしてください。

その他のご案内

◆大学からの連絡は、学務 web システムに登録されたメールアドレスに通知します。

メールアドレスの誤登録がないか必ず確認し、着信テストを行いメールが届くか確認ください。

◆大学からの呼び出しや要請には、指定された期限までに応じてください。

応じない場合、授業料等減免が実施できないなど、不利益が生じる場合があります。

◆授業料減免に関する質問は、学生本人が行ってください。

質問は、電話・メール・窓口で受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

◆学務 web システムに掲載する授業料等減免の認定通知 (PDF) は、各自保存してください。

次の期の結果掲載時に削除されます。

◆給付奨学金の支援区分が「対象外」となった場合、授業料減免の支援も停止します。

採用時の支援区分が、卒業まで継続するわけではありません。学費を工面できるようにしておいてください。

◆大学 HP「授業料免除」のページで、前期・後期の申請スケジュールを掲載しています。

各自確認して、支援を希望する者は、必要な手続を行ってください。

入学料減免について(1年生のみ)

次のいずれかに該当する場合、入学料の減免も対象となります。

- (1)入学時時点で給付奨学金の採用候補者に決定している(本学入学前に給付奨学金の予約採用者となった)
- (2)大学入学後すぐに給付奨学金に新規申し、4月を始期として給付奨学金に採用された者

いずれの場合も、合格者に公開される「鹿児島大学入学ガイドブック」を確認の上、入学手続き時に必要書類を提出してください。

入学料の納付と、授業料の徴収について

入学後、学生が奨学金の所定の手続きを経て、正式に給付奨学生となった場合、決定した支援区分に基づいて、入学料と授業料を納入していただきます(納付については8月にご案内予定)。

万一、給付奨学金に不採用となった場合、不採用の決定後に、入学料と授業料を納入していただきます。

お問い合わせ

不明点はお気軽にお問い合わせください。



◀鹿児島大学 授業料免除のページはこちら

【問い合わせ窓口】

共通教育棟 1 号館 1 階(郡元キャンパス)

「学生生活課」 授業料免除 窓口

◆授業料等減免制度について:099-285-7312

◆入学料免除・授業料免除全般に関すること:099-285-7033

電話・窓口対応時間:平日 8:30~12:00、13:00~17:00